

# 卷 末 資 料

- 1 秋田市の自殺対策取組経過
- 2 自殺対策基本法
- 3 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例
- 4 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱
- 5 秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿
- 6 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

# 1 秋田市の自殺対策取組経過

※は国、秋田県の動向等

| 時 期    | 取組内容等  |
|--------|--|
| 平成18年度 | <p>※「自殺対策基本法」施行</p> <p><b>【健康管理課事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医による精神保健福祉相談（現在も継続）</li> <li>・こころの健康アップ講座（R2まで実施）</li> <li>・自律訓練法講座（H18まで実施）</li> <li>・職場におけるハートリフレッシュ講座（H25まで実施）</li> <li>・こころの相談従事者研修会（H20まで実施）</li> <li>・アルコール家族教室（H20まで実施）</li> </ul>   |
| 平成19年度 | <p>6月 ※「自殺総合対策大綱」が閣議決定</p> <p>7月 ※県が開催した「自殺予防に関する市町村トップセミナー」(全県の首長および議長が対象)に、市長が出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「秋田市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、第1回連絡会開催(年度内5回開催)。以降、名称を「秋田市自殺対策庁内連絡会議」と変更し、現在も継続</li> </ul> <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市自殺予防トップセミナー開催、市議会議員および市幹部職員等約200名が参加</li> <li>・市議会定例会に自殺予防緊急対策に係る補正予算を提案</li> </ul> <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員による「秋田市自殺対策を考える議員の会」結成</li> </ul> <p>1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防パンフレットおよびシールを全戸配布</li> </ul> <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度秋田市自殺予防総合対策策定、公表。以降、名称を「秋田市自殺総合対策事業計画」と変更し、H30まで毎年度策定</li> </ul> <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防市民講話会（H24まで実施）</li> <li>・アディクション関連問題学習会(H24から依存症セミナー、R2から、こころのケア相談セミナーに位置づけ現在も継続)</li> <li>・仲間づくり支援事業（現在も継続）</li> <li>・こころのケア相談員養成セミナー(こころのケア相談セミナーとして現在も継続)</li> <li>・自殺者親族等への支援研修会（H20まで実施）</li> <li>・臨床心理士によるこころのケア相談（現在も継続）</li> <li>・思春期講座（H23まで実施）</li> </ul> |
| 平成20年度 | <p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市自殺予防対策ネットワーク会議設置（年度内3回開催）以降、H23に秋田市自殺対策ネットワーク会議と名称変更、現在も継続</li> <li>・自殺予防パンフレット作成・配布、改訂を重ね、現在も活用）</li> </ul> <p>9～10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9～10月を市独自の自殺予防強化期間と位置づけ、「広報あきた」での啓発、街頭キャンペーンをはじめ、市およびNPO等の自殺予防関連事業を集中開催</li> </ul> <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所向けパンフレットを作成・配布</li> </ul> <p>※自殺総合対策大綱一部改正、自殺対策加速化プラン策定</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>平成21年度</b></p> <p>9月</p> <p>11月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市自殺対策ネットワーク会議に秋田市自殺未遂者フォローアップ検討会議設置(年度内3回開催)。以降、H24に「秋田市自殺対策ネットワーク会議自殺未遂者対策検討部会」として、R4まで設置</li> <li>※国の自殺対策緊急戦略チームが自殺対策100日プラン発表</li> <li>※国の自殺総合対策会議で、いのちを守る自殺対策緊急プラン策定</li> <li>・自死遺族用パンフレットおよび自殺未遂者用パンフレット作成・配布</li> </ul> <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころのケア相談セミナー」3回実施(回数を5回にして、現在も継続)</li> <li>・地域自殺対策緊急強化事業として関係2団体3事業に補助金交付。以降、H27から地域自殺対策強化事業と名称を変え、団体、事業の変更もあるが現在も継続</li> </ul> |
| <p><b>平成22年度</b></p> <p>2月</p>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田ふきのとう県民運動実行委員会に参加(以降、毎年参加)</li> <li>・中高年男性向けパンフレット作成・配布</li> </ul>   |
| <p><b>平成23年度</b></p> <p>9月</p> <p>3月</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市自殺対策ネットワーク会議の中に高齢者対策検討部会設置(年度内2回開催)、以降、H30年度まで継続</li> <li>・自殺対策啓発パンフレット作成・全戸配布</li> </ul> <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のうつ病に関する実務者研修会(H24高齢者支援者に関する実務者研修会、H25自殺対策緊急強化事業として実施)</li> <li>・自殺未遂者ケア研修会(H25も実施)</li> <li>・高齢者の自殺予防啓発用カード作成(H24も実施)</li> </ul>  |
| <p><b>平成24年度</b></p> <p>4月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>2月</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自損患者診療状況シート活用開始(現在も継続)</li> <li>・秋田市消防本部救急課に自殺対策ワーキンググループ設置</li> <li>・自殺予防啓発用カードを作成・配布</li> <li>・消防本部、健康管理課共催の自殺対策研修会を開催</li> <li>・秋田市自殺対策緊急強化事業として、啓発看板設置(庁舎、市民サービスセンター)、路線バスに予防啓発ラッピング(H25も実施)、DVDを活用した普及啓発を実施</li> <li>※国の自殺総合対策大綱見直し</li> <li>・市内医療機関等に自殺予防啓発用ポスター作成・配布</li> </ul>   |
| <p><b>平成25年度</b></p> <p>9月</p> <p>11月</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員発議による「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」公布(施行はH26年4月)</li> <li>・援助職メンタルヘルス研修会開催</li> </ul> <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー研修(秋田市消防職員対象)</li> </ul>  |
| <p><b>平成26年度</b></p> <p>9月</p> <p>11月</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市自殺対策ネットワーク会議高齢者対策検討部会において作成した傾聴パンフレットを活用し、普及啓発を実施(改訂を重ね、現在も活用)</li> <li>・自殺未遂者用パンフレットおよびその家族等用パンフレット作成・配布、現在も継続</li> <li>※これまで全国1位であった秋田県の自殺率が、H26年は2位になる。</li> </ul>   |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
|                                | <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺・自傷行為に傾く若年者の心理に関する研修会」（「若者の心理に関する研修会」と名称を変更し、現在も継続）</li> </ul>  |
| <p>平成27年度</p> <p>6月<br/>7月</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防街頭キャンペーンが、啓発強化のため1回増え、年4回実施</li> <li>※秋田県自殺予防市町村キャラバン隊が秋田市を訪問</li> <li>※秋田県の自殺率は、H26より改善したものの、再び全国1位</li> </ul> <p><b>【健康管理課新規事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者向けパンフレット作成・配布（若者向けステッカーに移行し掲示を継続）</li> </ul>                         |
| 平成28年度                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>※自殺対策基本法一部改正（H28年4月1日施行）</li> <li>・広報あきたに特集号掲載（9月・12月）</li> </ul>   |
| 平成29年度                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正自殺対策基本法に基づき、新たに9月と3月を「秋田市自殺対策強化月間」と定め、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ等で各種啓発事業を実施</li> </ul>  |
| 平成30年度                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間をH31年度～R5年度とする第1期秋田市自殺対策計画を策定。秋田市自殺対策ネットワーク会議、秋田市自殺対策庁内連絡会議をそれぞれ年4回開催</li> </ul>   |
| 令和元年度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期秋田市自殺対策計画初年度、普及啓発を強化（市民サービスセンター祭でのスタートキャンペーン、強化月間にのぼり旗設置、広報特集号掲載）</li> <li>・重点施策（勤務・経営対策）検討部会、年3回開催</li> </ul>  |
| 令和2年度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策（勤務・経営対策）対応事業（事業所向けパンフレットの作成および配布、職場のメンタルヘルスセミナー開催）</li> <li>・重点施策（若者対策）検討部会、年3回開催</li> </ul>  |
| 令和3年度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策（若者対策）対応事業（若者向け自殺対策ステッカーの作成および配布、若者のこころの健康講座開催）</li> <li>・重点施策（生活困窮者対策）検討部会、年3回開催</li> <li>・高齢者向け声かけカードの作成・配布</li> </ul>   |
| 令和4年度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策（生活困窮者対策）対応事業（生活困窮者向けカードの作成および配布、生活困窮者支援者向け講座の開催）</li> <li>・重点施策（高齢者対策）検討部会、年3回開催</li> <li>・高齢者向け声かけカードの配布</li> <li>※国の自殺対策大綱の一部改正</li> </ul>  |
| 令和5年度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策（高齢者対策）対応事業（「高齢者のこころに寄り添う」傾聴パンフレットの作成・配布、高齢者のためのゲートキーパー研修開催）</li> <li>・自殺未遂者対策検討部会成果物として、自殺未遂者支援体制マニュアル「秋田市の自殺未遂者と家族を支援するための方法」を作成、関係機関に配布、マニュアルを活用し支援を継続</li> <li>・計画期間をR6年度～R10年度とする第2期秋田市自殺対策計画を策定、秋田市自殺対策ネットワーク会議、秋田市自殺対策庁内連絡会議をそれぞれ年3回開催</li> </ul> |

## 2 自殺対策基本法

---

自殺対策基本法（平成28年3月30日改正、同年4月1日施行）

（平成十八年六月二十一日）

（法律第八十五号）

改正 平成二七年九月一一日法律第六六

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施

されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するため

の体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 3 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例

## 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例

平成25年9月30日  
条例第60号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第10条）

#### 第2章 基本的施策（第11条—第19条）

#### 第3章 推進体制（第20条）

#### 第4章 雑則（第21条）

#### 附則

秋田市民憲章にもうたわれているとおり、このまちで暮らす市民一人ひとりが、健康で明るく豊かな住みよいまちを目指す、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、近年、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっており、それは本市においても例外ではありません。

これまで個人的な問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ個人の問題とは言い切れません。

本市では、既に、民・学・官が連携した自殺対策における秋田モデルと言われる取り組みが進んでおりますが、さらに機運を高めていかなければなりません。

自然環境豊かなこのまちで、全ての市民が幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因および環境について市全体で解決を図り、一人ひとりが「一人のいのち」を大切にし、自殺対策の担い手としてともに支え合う秋田市をつくり上げていくことを目指し、ここに秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校

等、市民および議会の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民個人およびその親族等の心情および立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえのないのちの大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第12条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる問題として取り組まれなければならない。

2 自殺対策は、自殺について個人の問題としてのみでなく、地域的および社会的な要因等から多角的に問題点を分析し、地域レベルの実践的な取組を含めた措置を講じることにより、推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防および自殺発生の危機への対応として取り組むとともに、自殺又は自殺未遂が発生した場合における事後対応の効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市と国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等、市民、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者との密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市民の経済的および精神的な問題のほか生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実および業務の連携により適切な対応をするものとする。

3 市は、常に市内の自殺問題に関する状況および情報について分析し、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である市職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、配慮するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、市および関係機関と連携し、その雇用する労働者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、特に自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市および関係機関と連携しながら、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、市、関係機関、保護者等と連携し、児童、生徒又は学生の心身の健康を保持するとともに、教職員等が心身の健康を保持しながら職務

に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等は、常にいのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

3 学校等は、児童、生徒又は学生からの心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4 学校等は、いじめと自殺との因果関係を過小に評価することなく、いじめの防止および早期発見に努めるとともに、いじめの対策に万全を期するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺対策に深い関心と正しい理解を持ち、一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう努めるものとする。

(議会の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視および評価を行うとともに、必要な提言等を行うものとする。

(名誉および心情ならびに生活の平穩への配慮)

第8条 市は、自殺対策を実施する上で、自殺者、自殺未遂者および自殺のおそれがある者ならびにそれらの親族等の名誉および心情ならびに生活の平穩に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(報告)

第10条 市は、毎年度、市における自殺の概要および施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(自殺の実態の調査研究等)

第11条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析および提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第12条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第13条 市は、自殺対策を推進するため、適切な人材を確保し、その養成および資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりに係る相談体制の整備)

第14条 市は、心の健康の保持および増進のため、職場、学校、地域等におけるあらゆる機会において、市民からの相談に対応することができる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療の提供体制の整備)

第15条 市は、自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられる体制の整備に必要な施策を

講ずるものとする。

(自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備)

第16条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、各種相談窓口の機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等に対する支援)

第17条 市は、自殺未遂者および自殺のおそれがある者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第18条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等を感じる複雑な心情に配慮し、当該親族等が偏見、誤解等により不利益を被らないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体との連携の強化)

第19条 市は、地域における民間の団体が行う活動に関し、自殺の防止を目的とする活動のほか、関連する分野の活動についても自殺対策に関与し得ることを理解した上で、民間の団体との連携を強化し、必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 推進体制

(自殺対策ネットワーク会議)

第20条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、自殺対策に関係する行政機関、民間の団体、学識経験者、市民等をもって構成する自殺対策ネットワーク会議を置く。

### 第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 4 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

### 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成20年5月9日  
保健所長決裁

#### (設置)

第1条 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例（平成25年秋田市条例第60号）第20条の規定に基づき、関係機関・団体が連携し自殺の予防を図るとともに、自殺者の親族に対する支援等の対策を総合的に推進することを目的として、秋田市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る社会的取組に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に係る総合的な推進に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる関係機関の職員のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 医療・保健・福祉関係機関
- (2) 大学・研究関係機関
- (3) 労働関係機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 法律関係機関
- (6) 地域関係団体等
- (7) 行政関係機関

#### (座長)

第4条 ネットワーク会議に座長を置き、秋田市保健所長をもって充てる。

2 座長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 ネットワーク会議は座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をネットワーク会議に参加させ、意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 ネットワーク会議は、第2条各号に係る専門の事項に関する処理をするため必要があるときは、検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、座長が指名するネットワーク会議委員およびその他の委員をもって組織する。

3 その他の委員は、当該専門の事項に関し学識、経験を有する者および本市関係部局の職員などのうちから、座長が指名する。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の運営にあたり、必要となる庶務関係および連絡調整については、秋田市保健所に事務局を置き、処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 5 秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿

秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿（19名）

令和5年6月1日現在

| 氏名     | 所属団体                         | 備考 |
|--------|------------------------------|----|
| 藤枝 信夫  | 秋田市医師会                       |    |
| 内藤 信吾  | 秋田市医師会                       |    |
| 岩間 雄一  | 秋田県薬剤師会秋田中央支部                |    |
| 久島 薫   | 秋田県公認心理師・臨床心理士協会             |    |
| 黒崎 義雄  | 秋田市社会福祉協議会                   |    |
| 太田 英伸  | 秋田大学大学院医学系研究科                |    |
| 佐藤 昌人  | 秋田公共職業安定所                    |    |
| 伊藤 智   | 秋田商工会議所                      |    |
| 佐々木 雄治 | 秋田市中学校長会                     |    |
| 長谷川 康  | 秋田弁護士会                       |    |
| 嵯峨 直司  | 秋田県司法書士会                     |    |
| 雲然 俊美  | 特定非営利活動法人 秋田いのちの電話           |    |
| 木場 忠義  | 特定非営利活動法人 蜘蛛の糸               |    |
| 藤原 育子  | 和田地区保健推進員会                   |    |
| 大沼 浩子  | 特定非営利活動法人 秋田県就労・生活自立サポートセンター |    |
| 高杉 裕貴  | 秋田中央警察署                      |    |
| 千葉 智広  | 秋田市消防本部                      |    |
| 安東 文明  | 秋田市福祉保健部                     |    |
| 伊藤 善信  | 秋田市保健所                       | 座長 |

事務局 【健康管理課】

## 6 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

### 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

平成19年7月20日  
副市長決裁

#### (設置)

第1条 自殺対策に全庁横断的に取り組むことにより、市民のかけがえのない命を救うため、秋田市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策に係る情報収集および調査に関すること。
- (3) 自殺対策の検討に関すること。
- (4) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

#### (組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にあるものをもって充てる。

委員長 保健所に関する事務を分掌する副市長

副委員長 保健所次長

委員 総務部次長、市民生活部次長、福祉保健部次長、子ども未来部次長、産業振興部次長、教育次長、消防次長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

#### (委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

#### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康管理課において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年6月27日から施行する。
- 2 改正後の秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱第3条第2項の規定は、令和4年4月1日から適用する。